（前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正）

第五条　前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「機構」に改める。

第四条第四項、第十一条及び第十二条中「支払基金」を「機構」に改める。

第二十八条の見出しを「（機構高齢者医療制度債券の形式）」に改め、同条中「支払基金」を「機構」に、「基金高齢者医療制度債券」を「機構高齢者医療制度債券」に改める。

第二十九条（見出しを含む。）中「基金高齢者医療制度債券」を「機構高齢者医療制度債券」に改める。

第三十条の見出しを「（機構高齢者医療制度債券申込証）」に改め、同条第一項中「基金高齢者医療制度債券の」を「機構高齢者医療制度債券の形式）」に改め、同条第二項中「基金高齢者医療制度債券申込証」を「機構高齢者医療制度債券申込証」に改め、同条第三項中「基金高齢者医療制度債券（」を「機構高齢者医療制度債券（」に、「振替基金高齢者医療制度債券」を「振替機構高齢者医療制度債券」に、「基金高齢者医療制度債券申込証」を「機構高齢者医療制度債券申込証」に改め、同条第四項中「基金高齢者医療制度債券申込証」を「機構高齢者医療制度債券申込証」に、「支払基金」を「機構」に改め、同項第三号中「各基金高齢者医療制度債券」を「各機構高齢者医療制度債券」に改め、同項第四号、第五号、第七号及び第十号中「基金高齢者医療制度債券」を「機構高齢者医療制度債券」に改める。

第三十一条の見出し及び同条第一項中「基金高齢者医療制度債券」を「機構高齢者医療制度債券」に改め、同条第二項中「振替基金高齢者医療制度債券」を「振替機構高齢者医療制度債券」に、「支払基金」を「機構」に改める。

第三十二条の見出しを「（機構高齢者医療制度債券の成立の特則）」に改め、同条中「基金高齢者医療制度債券の」を「機構高齢者医療制度債券の」に、「基金高齢者医療制度債券を」を「機構高齢者医療制度債券を」に、「基金高齢者医療制度債券申込証」を「機構高齢者医療制度債券申込証」に改める。

第三十三条の見出しを「（機構高齢者医療制度債券の払込み）」に改め、同条中「基金高齢者医療制度債券の」を「機構高齢者医療制度債券の」に、「支払基金」を「機構」に、「各基金高齢者医療制度債券」を「各機構高齢者医療制度債券」に改める。

第三十四条第一項中「支払基金」を「機構」に改め、同項ただし書中「基金高齢者医療制度債券」を「機構高齢者医療制度債券」に改め、同条第二項中「支払基金」を「機構」に改める。

第三十五条の見出しを「（機構高齢者医療制度債券原簿）」に改め、同条第一項中「支払基金」を「機構」に、「基金高齢者医療制度債券原簿」を「機構高齢者医療制度債券原簿」に改め、同条第二項中「基金高齢者医療制度債券原簿」を「機構高齢者医療制度債券原簿」に改め、同項第一号及び第二号中「基金高齢者医療制度債券」を「機構高齢者医療制度債券」に改める。

第三十六条第一項中「基金高齢者医療制度債券」を「機構高齢者医療制度債券」に改め、同条第二項中「支払基金」を「機構」に改める。

第三十七条の見出しを「（機構高齢者医療制度債券の発行の認可）」に改め、同条第一項中「支払基金」を「機構」に、「基金高齢者医療制度債券」を「機構高齢者医療制度債券」に改め、同条第二項第一号中「基金高齢者医療制度債券申込証」を「機構高齢者医療制度債券申込証」に改め、同項第二号及び第三号中「基金高齢者医療制度債券」を「機構高齢者医療制度債券」に改める。

附則第八条及び第八条の三から第八条の五までの規定中「支払基金」を「機構」に改める。

附則第十二条の見出し中「支払基金」を「機構」に改め、同条の表第百五十二条第一項の項中「支払基金」を「機構」に改め、同表第百五十三条の項中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「第十一条第二項及び第三項」を「第十四条第三項及び第四項」に、「第二十九条」を「第三十九条」に、「第三十二条第二項」を「第四十三条第二項」に改め、同表第百六十八条第二項の項中「支払基金」を「機構」に改める。

附則第十三条（見出しを含む。）中「支払基金」を「機構」に改め、同条の表を次のように改める。

第二十八条（見出しを含む。）及び第二十九条（見出しを含む。）	機構高齢者医療制度債券	機構病床転換助成事業債券
第三十条の見出し	機構高齢者医療制度債券申込証	機構病床転換助成事業債券申込証
第三十条第一項	機構高齢者医療制度債券の	機構病床転換助成事業債券の
	機構高齢者医療制度債券申込証	機構病床転換助成事業債券申込証
第三十条第二項	機構高齢者医療制度債券（	機構病床転換助成事業債券（
	振替機構高齢者医療制度債券	振替機構病床転換助成事業債券
	当該機構高齢者医療制度債券	当該機構病床転換助成事業債券
	機構高齢者医療制度債券申込証	機構病床転換助成事業債券申込証
第三十条第三項	機構高齢者医療制度債券申込証	機構病床転換助成事業債券申込証
第三十条第三項第一号から第七号まで、第十号及び第十一条の見出し並びに同条第一項	機構高齢者医療制度債券	機構病床転換助成事業債券
第三十一条第二項	振替機構高齢者医療制度債券	振替機構病床転換助成事業債券
第三十二条の見出し	機構高齢者医療制度債券	機構病床転換助成事業債券
第三十二条	機構高齢者医療制度債券の	機構病床転換助成事業債券の
	機構高齢者医療制度債券を	機構病床転換助成事業債券を
	機構高齢者医療制度債券申込証	機構病床転換助成事業債券申込証
第三十三条（見出しを含む。）及び第三十四条第一項ただし書	機構高齢者医療制度債券	機構病床転換助成事業債券
第三十五条の見出し並びに同条第一項及び第二項	機構高齢者医療制度債券原簿	機構病床転換助成事業債券原簿
第三十五条第二項第一号及び第二号、第三十六条第一項並びに第三十七条の見出し	機構高齢者医療制度債券	機構病床転換助成事業債券
第三十七条第一項	第百四十七条第一項	附則第十一条第二項において準用する法第百四十七条第一項
	機構高齢者医療制度債券の発行の	機構病床転換助成事業債券の発行の
	機構高齢者医療制度債券の募集の日	機構病床転換助成事業債券の募集の日